

宴会場のご利用について (宴会・催事規約)

名鉄グランドホテル（以下、「ホテル」と称します）では、宴会または催事（以下、「宴会等」と称します）のご契約および宴会場のご利用に関して、以下の通り定めておりますので予めご了承ください。

1. 宴会時間と追加室料

宴会場のご利用開始から終了までのご契約時間(以下、「宴会時間」と称します)は、所定の室料金をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴します。ただし、次の会場使用時刻との関連で、ご利用時間の超過に応じられない場合もございますので予めご了承ください。

2. 有料人数の確認

料理等を用意する最終人数(以下、「有料人数」と称します)を、宴会等の開催日の2日前の正午までに、当ホテルの担当係員にご通知ください。それ以降は全て手配が完了しておりますので、宴会等に出席されるお客様の人数が減少した場合でも、有料人数分の料金を頂戴します。

3. 内金(お申込金)

宴会等のご予約時に内金をお支払いいただきます。内金の金額は宴会等の内容に基づいて、当ホテルから提示させていただきます。

4. 前払金

当ホテルから提示いたしました見積金額を、原則として宴会等の開催日の7日前までに、所定の金融機関にお振込いただか、現金にてお支払いください。

5. 取消料と期日変更料

すでにご契約(予約)いただいた宴会等を取消される場合、または期日を変更される場合は、下記の取消料または変更料を頂戴します。(下記の取消料には別途税金が加算される場合がございます。)

(1)取消料	契約(予約)日から開催日の61日前まで 開催日の60日前から31日前まで 開催日の30日前から21日前まで 開催日の20日前から11日前まで 開催日の10日前から前日まで 開催日の当日前	予約された宴会時間の会議室料(サービス料、税金を除く)の50% 宴会等の見積金額(サービス料、税金を除く)の 30% 宴会等の見積金額(サービス料、税金を除く)の 50% 宴会等の見積金額(サービス料、税金を除く)の 60% 宴会等の見積金額(サービス料、税金を除く)の 80% 宴会等の見積金額(サービス料、税金を除く)の100%
--------	--	---

(2)変更料 延期につきましては、前号の取消料に準じた期日変更料を頂戴します。なお、日程が確定している延期の場合は、変更料を頂戴しない

※上記・取消料・変更料には、別途税金が加算される場合がございます。なお、手配等による費用が発生した場合は、別途頂戴いたします。

上記・全脚等の手配

宴会等に関する装

者に手配いたします。お客様が当ホテルの指定する業者以外に依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するため、事前に当ホテルの了解を得た上でご依頼ください。

7. 直接ご依頼の業者に対する指示 当社テルの了解を得た上で

当ホテルの了解を得た上で、お客様が直接依頼された業者が行う、晏云寺への機械や材料の搬入・搬出、または首板寺のリース・取扱い方法および設置場所等につきましては、美観や導線等の関係で、当ホテルから業者に指示させていただきます。

8. 損害賠償

お客様(各様側の全ての関係者を含みます)およびお客様が直接依頼された業者は、当ホテルの施設・竹翁園寺等を、破損・損傷および汚損することがないよう充分にご注意ください。一貫、破損・損傷および汚損が生じた場合は、当ホテルの指示に従い、すみやかに修理(汚損の場合は特別清掃)していただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

9. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となりますのでご遠慮ください。

- (1)犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持込み(身体障害者補助犬は除く)
- (2)火災または引火性の物品等危険物の持込み
- (3)悪臭を発生する物品の持込み
- (4)賭博等風紀を乱す行為または他のお客様の迷惑になるような言動
- (5)備品等の移動
- (6)使用目的以外のご利用
- (7)その他、法令で禁じられている行為

10. 宴会等利用契約締結の拒否

次に掲げる各項目に該当する場合は、宴会等の利用契約締結に応じません。

- (1)宴会等に出席するお客様が、次の事由に該当する場合
ア.「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)第2条第6号の暴力団員、同法第2条第2号の暴力団と関係を有する企業・団体の関係者、およびその他反社会的勢力の関係者（以下、「暴力団等」と称します）
イ.暴力団等が事業活動を支配する法人・団体
ウ.法人でその役員が暴力団等に該当する場合
エ.警察からの指導で、当ホテルがお客様としてふさわしくないと判断した場合

(2)他のお客様に著しい迷惑をおよぼす言動をした場合

(3)当ホテルもしくは当ホテル従業員に対し、暴力的 requirement 行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合。また、かつて同様な行為を行ったと認められた場合。

11 契約解除権

次に掲げる各項目に該当する場合は、宴会等のお申込をお断りし、すでにご契約(予約)いただいた場合でも、その契約を解除せざるを得ないことがあります。なお、契約の解除に伴う違約金として、第5項(1)に記載した取消料を頂戴する場合があります。

- (1)宴会等に出席するお客様が、法令または公序良俗に反する行為をされ、またはその恐れがあると当ホテルが判断した場合
(2)宴会等に出席するお客様が、他のお客様に迷惑をおよぼす場合、またはその恐れがあると当ホテルが判断した場合
(3)この「宴会・催事規約」に違反する事実があった場合
(4)大規模灾害、交通機関の停止、および官公庁の指示等、不可抗力に起因する事由により、宴会等が催行できないとき

12. 施設内における事故・盗難

当ホテル施設内にて、お客様側の管理下で発生した事故・盗難については、当ホテルは一切責任を負いませんので充分にご注意ください。